

基本方針 2：花と緑の名所をつくり育てるための施策

1 全区レベルの花と緑の名所づくり

荒川区には、多くの人々に愛されている花や緑・公園等が多数あります。これらの魅力を明らかにし、価値を高めていき、より一層多くの人に知られ、利用される名所としていきます。

特に、区民に加え、区外からの来訪者も含めた多くの人に愛されている花や緑を「全区レベルの花と緑の名所」として整備・改修していきます。また、名所の魅力の周知にも努めます。

(1) 区の顔となる公園づくり(区立公園)

(仮称)宮前公園の整備

区の北部に位置し、都電と交差する(仮称)宮前公園(約3.3ha)は、バラのまちの拠点となるよう「バラをテーマとした公園」として整備を進めていきます。

公園の周辺は、バラのつながりに配慮しながらバラの花による修景を進め、公園の周辺を含めてバラが魅力の名所としていきます。



図 4-2：(仮称)宮前公園イメージスケッチ

西日暮里公園の改修

西日暮里公園を含む西日暮里三丁目地域は、江戸時代から多くの神社・仏閣が集積し、“ひぐらしの里”として人々に親しまれてきました。しかしながら、本公園は、駅前の好立地でありながらアクセスが悪い等の課題を抱えており、人の集まる明るい公園となるよう、活性化を図ることが求められています。

本公園は、観光客の一層の来園、公園利用者の安全・安心、貴重な樹林地の保全等を踏まえ、歴史・文化的ポテンシャルを活かした「“ひぐらしの里”のまちを象徴する公園」として改修を進めていきます。



写真 4-12：西日暮里公園（現況）

荒川遊園の改修

荒川遊園は、東京 23 区内唯一の公営遊園地であり、アトラクションに加え、小動物園やピクニック用の広場、遊具施設、水遊び場等が充実しており、子どもたちが楽しめる遊園地です。

今後も「子どもたちが楽しめる魅力ある遊園地」として、一層の利用が図られるように遊具の更新、遊園内の機能の充実を図っていきます。また、遊園に隣接する隅田川を利用した水辺の演出等も一層進めていきます。



写真 4-13：荒川遊園（写真左：入口／写真右：隅田川沿いのアリスの広場）

荒川自然公園の整備・改修

荒川自然公園は、生き物の観察園・野草園・池等の花や緑が豊かな空間や、交通園・野球場・テニスコート・プール等もあり、園内で多種多様な楽しみ方ができる公園です。特に、園内の豊かな花や緑を利用してホタルや国蝶であるオオムラサキを育てる区民団体が、生き物の生息空間の確保や区民が生き物と触れ合える機会を設ける活動を展開しています。

今後は「多くの生き物が行き交う名所」として、生き物の生息空間の確保に向けたみどりの適正な管理を進めていきます。また、生き物にかかわる区民活動やイベントの周知にも努めます。さらに、エレベーター等の設置によるバリアフリー化や施設の老朽化に伴う改修、第4期整備の東京都への要請なども併せて推進し、公園全体の魅力の向上を図ります。



写真 4-14：荒川自然公園

(2) 区の顔となる公園づくり(都立公園)

尾久の原公園の整備促進

尾久の原公園は、区民や事業者の植樹による園内の約200本のシダレザクラがあります。今後とも、「シダレザクラの名所」として魅力を向上させるため、区民による植樹やシダレザクラ祭りを支援するとともに、園内の魅力をHPや区報等を用いて発信していきます。

また、尾久の原公園は、多様な生き物が生息する貴重な空間にもなっており、自然観察等の自然とふれあいの活動が行われていることから、こうした活動を東京都との協力の下一層活発にしていくとともに、自然体験・環境学習の場としての充実を東京都に要請していきます。



写真 4-15：尾久の原公園

汐入公園の整備促進

汐入公園は、隣接する隅田川と一体となり、散歩やピクニック等で楽しめる「広大な草地のみどり」が、区民や来訪者に親しまれています。しかしながら、園内は木陰になるような樹木が少なく夏場は涼める空間が少ない場所です。

今後は一層利用が図られるよう、植栽の健全な生育に留意した管理を東京都に要請していきます。



写真 4-16 : 汐入公園

(3) 都電のバラ街道づくり

東京都との協定のもとに行った都電荒川線の軌道敷のバラの花による修景は、見物するための来訪者が多く、荒川区を代表する名所となっています。

今後も一層の魅力スポットとなるよう、軌道敷のバラの植栽を更にすすめ、充実を図ります。また、バラの修景効果を永続させていくため、きめ細やかな管理を進め、特に、三ノ輪橋、荒川遊園地前等の各停留場の周辺は、区民団体である荒川バラの会と連携し、維持管理を行って



写真 4-17 : 都電沿線のバラ

いきます。さらに、沿線の道路・施設・空地等では、可能な限り緑化を進め、緑化エリアを拡大し、「都電のバラ街道」としての魅力を高めていきます。

(4) 隅田川の水辺のプロムナードづくり

隅田川沿いは、スーパー堤防や緩傾斜型堤防が、14か所(延長約3.4km)確保されています。しかしながら、部分的な整備であるため、良好な水辺景観や訪れた人々が憩い楽しめる空間が繋がっていないのが現状です。

今後は、「川べりを散歩できる水辺のプロムナード」として、川沿いの開発時には、緑と土による親水空間がつながるようスーパー堤防化を進め、堤防の後背地も積極的に緑化するとともに、かつての水辺の風物を再生するように、東京都と連携して進めていきます。



写真 4-18 : 隅田川沿いのスーパー堤防

(5) 区を代表する花と緑の名所づくり

民有地の花と緑による名所づくり

民有地の花や緑であっても、区の貴重な観光資源として価値のある花や緑にあっては、区を代表するみどりの名所として保全やPRに努めていきます。

たとえば、東日暮里地域にある民有地内の藤の花は、建物の3階(約12m)まで続いており、「藤の大滝」という愛称で、区民だけでなく来訪者にも親しまれ、荒川区を代表する名所となっています。

今後、この名所の周知を一層進め、名所としての魅力を向上させていくため、樹木保護の支援を継続するとともに、案内板の設置等を検討していきます。



写真 4-19 : 藤の大滝

かつてのあらかわを再現する名所づくり

サクラソウの自生地であった尾久の原、スミレやレンゲソウが咲き乱れた荒木田の原、一株に百輪の花をつけた牡丹があった佐治玄琳牡丹屋敷、花見寺や雪見寺があったひぐらしの里等の花や緑は、江戸有数の名所として広く知られていました。

これらの名所は、現在は消滅してしまっていますが、ゆかりのある場所で再現するなど、かつての名所の復活を検討していきます。



写真 4-20 : 道灌山 (名所江戸百景)



写真 4-21 : 道灌山虫騒 (大日本名所図会)

2 日常生活レベルの花と緑の名所づくり

荒川区は、個々の敷地が狭小であり、敷地内に十分な花や緑を確保できないのが現状です。そこで、個人の庭のように愛着が持て、区民の心のよりどころとなる「日常生活レベルの花と緑の名所」を、まちの各所につくり育てていきます。なお、公有地においては区と区民と協働して、民有地に関しては区民の協力を得て進めます。

(1) まちのシンボルを核とした名所づくり

地域の人に多く利用され、まちのシンボルとなっている場所として、公園（児童遊園・グリーンスポット等）、学校、公共施設、集会所等があります。

これらの場所において、テーマ性のある花や緑づくりを行っていくとともに、周辺地域においても、そのテーマに合わせ、樹木・草花・舗装・柵・サイン等による修景緑化を進めていきます。

(2) 花のスポット・花のみちによる名所づくり

花のスポットづくり

荒川区では、花による緑化が区民により活発に行われており、色とりどりの花が、まちに彩りを添えています。また、区民団体により、街なかでの花壇づくりが進められ、花のスポットをつくり出しています。

今後とも、街なか花壇事業の推進を図るとともに、建物・外柵まわりの土面となっている小規模なスペース、未利用地等を生かして、花のスポットを創出していきます。

また、区役所前の区民の憩いの場である荒川公園は、「花の公園」として、花によるまちづくりの拠点となるよう、花壇の充実を図っていきます。



写真 4-22 : 街なか花壇（東尾久地域）

花のみちづくり

花のスポットや公園等を結ぶ道は、道行く人が色とりどりの花を楽しみながら歩いていけるよう、接道部での花の植栽や植木鉢・プランター等による緑化を進め、「花のみち」をつくります。

また、街区毎に一続きの道では、沿道側への花の植栽を区民に呼び掛け、花による統一感を持ったみちを創出していきます。

さらに、歩道や公園等の接道部についても、街なか花壇なども活用しながら積極的に花での修景を進め、名所化していきます。



写真 4-23 : カンカン森通り (日暮里地域)



写真 4-24 : 千住間道 (荒川・南千住地域)

(3) 地先園芸のスポットによる名所づくり

地先園芸によりつくり出された花や緑は、生活空間を彩るみどりであり、荒川区の街に育まれた区民の感性が反映されている荒川らしいみどりとして、他のみどりの空間では味わうことのできない親しみやすさや心地よさ、懐かしさなどを感じさせる独特の価値を持っています。そこで、地先園芸による花や緑が連続した個性的な街並みを、区民がつくる最も身近な名所として積極的に評価し、街の景観にも配慮しながら魅力を高めていきます。



写真 4-25 : 美しい地先園芸 (南千住地域)

(4) 生き物とのふれあいスポットによる名所づくり

公園の整備・改修等の各種緑化事業の推進時には、せせらぎやミニサンクチュアリー等、水と緑と土が一体となった生き物が生息できる環境づくりにも配慮し、区民が生き物と触れ合えるスポットの創出に努め、それらをつなげていきます。

また、次世代を担う子どもたちが、生き物の生命の尊さを学び、それらとの共生を意識できる心の醸成を図るため、小中学校に自然性の高いビオトープ等を積極的に整備していきます。



写真 4-26 : 学校ビオトープ (第七峽田小学校)

(5) 果樹のある名所づくり

大規模な開発に伴う空地や街かどの空地を活用し、果樹や実のなる木等を植栽したスポットづくりを進め、まちに彩りをそえていきます。



写真 4-27 : みかんの木 (荒川地域)

(6) 歴史的スポットによる名所づくり

荒川区には、隅田川の川筋や日暮里の台地に、社寺・旧集落地・史跡や往時の街道・道筋、水路跡等の歴史・文化的資源が多く残されています。そのため、これらの資源をめぐる散歩道のコースが設定されています。

歴史・文化的資源の残る場所では、それらの歴史性を生かして、樹木・草花・舗装・柵・ベンチ・サイン等による修景緑化の整備を進め、歴史的スポットとして整えていきます。特に、散歩道に設定されているコース上では、花や緑の保全と創出を強化していきます。

3 花と緑の名所づくりの支援・普及

区内に「花と緑の名所」をつくっていくためには、区と区民と事業者の3者の協働が不可欠です。つくった名所は、区民に永く愛され、育て続けられていくことが重要であり、そのための支援・普及策を進めていきます。

また、花と緑の名所づくりに多くの区民がかかわることにより、区民同士の交流を進めていきます。

(1) 区民主体の名所づくりへの支援

花と緑の名所に対して、区民が愛着を持ち、永く育て続けていくためには、企画から管理・運営に至るまで、区民が自分たちの手でつくっていく必要があります。このため、名所づくりの計画や整備、維持管理、イベントの開催などを、区民が主体となって実現できるよう区が支援していきます。

(2) 事業者の参画による花と緑の名所づくり

区内の商店や工場、事業所などの事業者による社会貢献の一環として、事業者の敷地の開放や資材・人材や経費等の提供による花と緑の名所づくりを進めていきます。そのため、区は、こうした事業者活動の機会の確保や命名権の付与等の支援を検討します。

(3) (仮称)緑花名所図会の作成

全区レベル、日常生活レベルの花と緑の名所づくりの成果として、名所や魅力スポット、由緒のある樹木等を示した「(仮称)緑花名所図会」と称したイラストマップを作成し、周知していきます。なお、(仮称)緑花名所図会は、定期的に更新していきます。

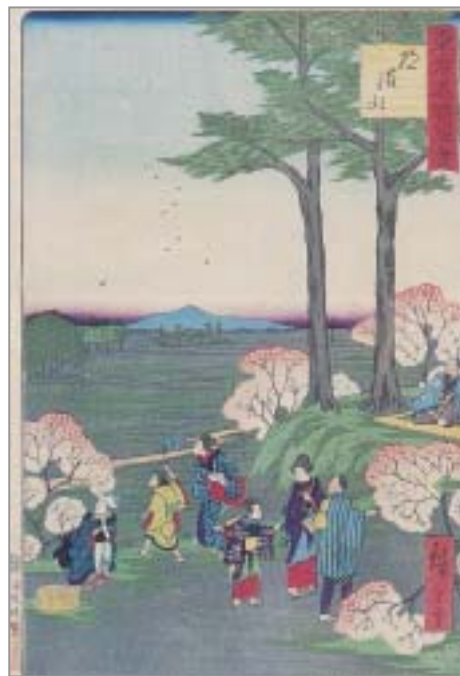


写真 4-28 : 東京名勝図会 (道灌山)

基本方針3：花や緑とのふれあいの心を育てるための施策

1 花や緑とのふれあいの促進

区民の緑花活動や花や緑への愛着・関心を促し、活動や名所づくりに一人でも多くの人が参加してもらえるような取組を進めていきます。

(1) 緑花の顕彰制度の新設

緑花活動にかかわる人の関心を高め、活動を一層活発にしていくため、区民や事業者が作り育てている街なか花壇、花と緑の名所、その他の緑花等を対象として表彰する(仮称)緑花大賞を開催します。

(仮称)緑花大賞の実施に当たっては、区民による調査隊を組織し、街を見て歩きながら優良な事例を探するなど、多くの区民が参加できるイベントとします。

また、その他にも、グリーンサポーターや荒川バラの会、街なか花壇等、現在行われている活動にかかわる人を増やしていくために、緑花のマイスターとして認定するような新しい制度の創設を検討します。

(2) 緑花のイベントの開催

みどりとのふれあいは、安らぎや潤い、楽しさなどを五感で体感する経験を通して、花や緑を愛する心や豊かな感性を養う機会となります。

そこで、区民がみどりに触れ合う機会を増やしていくため、現在、定期的に行われている尾久の原公園シダレザクラ祭り、荒川自然公園におけるホタルの観賞の夕べ、オオムラサキの観察会、秋の七草と鳴く虫の会等のイベントを継続して支援します。

さらに、花の色や香りを楽しめるバラをテーマとして、「(仮称)荒川バラの市」を開催し、区の観光名所としての都電沿線のバラのPRに努めます。



写真 4-29：秋の七草と鳴く虫の会

(3) (仮称)緑花サロンの創設・活用

花や緑の活動や名所づくりを行っていく上で、区民が花や緑のつくり方や維持管理方法等の面で分からないことも多く、区民の緑花の取組が進みづらい場合もあります。このような事態に対処し、区は、区民が花や緑づくりや維持管理に関して、いつでも気軽に相談できる窓口として「(仮称) 緑花サロン」の創設を検討します。

サロン内には、花と緑の名所図会やコンクールの結果、区民の活動を紹介する写真等を展示するスペースを設け、多くの区民がみどりの情報を得られるとともに、訪れた区民同士がみどりに関して、相談・情報交換を行える場とします。また、緑花活動を行う団体の活動の拠点、出張による相談や指導、講習会への派遣などにも対応できるものとします。

(4) 区民活動の拡大に向けた支援

(仮称)緑花講習会の開催

現在、グリーンサポーター、街なか花壇、荒川バラの会、あらかわエコフレンド、あらかわ環境サポーター、緑のカーテンひろめ隊等の区民団体が、区内の緑花活動を先導していますが、緑花活動を進める上で、様々な面で支障を来たす場合もあります。

こうした事態に対処し、区民や事業者向けに、花や緑の育て方、それに必要な土のつくり方等を指導する「(仮称) 緑花講習会」を定期的で開催します。特に、バラの育て方には専門的な知識が必要になるため、現在も進めている講習会の開催を継続します。



写真 4-30 : バラの講習会

(仮称)緑花マスターの育成

(仮称)緑花講習会や専門の指導員から学んだ緑花知識を蓄積した区民や事業者が、今度は新たに活動を始める区民に対して緑花指導をしていく(仮称)緑花マスターの育成を検討していきます。

なお、この緑花マスターが、今後の区内の緑花活動を先導していく仕組みも併せて検討していきます。

(5) (仮称)緑花まちあるきの開催

区民が、地域の魅力を発見し、花や緑に対して愛着を深め、緑花活動に参画していく人を増やすことを目的とし、区は、花や緑の魅力スポットを散策する「(仮称)緑花まちあるき」を、区民向けに開催することを検討します。

このまちあるきは、区内の緑花活動(緑のカーテンづくり・花と緑の名所づくり・街なか花壇事業・荒川バラの会によるバラの手入れ・グリーンサポーターによる街の美化活動・その他の緑花活動)の場所を中心に見て回ることで、緑花活動を進める区民・事業者等が、参加者に活動内容や魅力を紹介する機会にします。

このような取組を通して、参加者が、緑花活動を応援・賞賛したり、互いに意見交換を行うことにより、緑花活動にかかわる人のやる気を喚起させ、活動を一層活発にしていくという良好なサイクルをつくっていきます。また、緑化活動を活性化し、花や緑でまちあるきの魅力をさらに高めることで、歩いて楽しいまちづくり⁴⁻¹²を進めていきます。



図4-3：緑花活動の活性化の試み

4-12：歩いて楽しいまちづくり

「環境交通政策有識者会議」において提案された荒川区が進める環境交通の目標の一つ。「環境交通」とは、環境的に持続可能な交通（EST：Environmentally Sustainable Transport）の略称で、自動車に頼り過ぎない暮らしをすることで、CO₂削減や健康づくり、まちの賑わいの創出にもつながる交通の取組のこと。

(6) 事業者の参画による緑花事業の促進

区は、区内の商店や工場、事業所など、事業者が社会貢献の一環として行う花や緑の普及・啓発、資材・人材や経費等の提供を促進していきます。また、こうした事業者活動の機会の確保や命名権の付与等の支援を検討します。

(7) 花や緑の普及・啓発事業の拡充

花や緑にかかわる情報の発信

季節毎の花と緑の名所の魅力・イベント情報や、花や緑にかかわる区民活動の情報を、区報、ホームページ、ケーブルテレビ等を用いて発信していきます。特に、ホームページは逐次更新を図り、最新の情報を区民に伝えていきます。

花や緑を通じた他都市との交流

荒川区は、埼玉県秩父市や千葉県大多喜町等のみどり豊かな都市と交流を進めています（国内18都市、海外3都市）。そこで、これらの都市の花や緑を巡るツアー等の開催や、ゆかりのある花や緑を公園に取り入れるなど、交流を通じて花や緑への関心を高めるとともに、交流都市の森林保全によるカーボンオフセットへの取組などにも努めていきます。



写真 4-31：鴨川市から寄贈されたバラ
(都電三ノ輪橋電停)



写真 4-32：福島市から寄贈された天津水蜜桃
(荒川公園)

2 取組の体制づくり

区民の様々な要請に応え、花や緑のまちづくりを進めていくため、積極的かつ柔軟な取組を行えるよう、区と区民と事業者の3者がパートナーとして協働できる健全な体制をつくっていきます。

また、花や緑のまちづくりの取組を計画的かつ効果的に推進していくため、荒川区のみどりの実態等の基礎的な情報を蓄積・整理します。

(1) 関係組織の充実

みどりを守りつくる施策には庁内の多くの部署がかかわっているため、庁内で密接な情報交換を行ったり、連絡・調整を図ることが必要です。このため、庁内の関係各課による横断的な進行管理体制づくりを検討します。

(2) 区民等の協力組織の育成

緑花活動を行っているグリーンサポーター、荒川バラの会、街なか花壇への参加者を増やすなど、活動を活発化するとともに、その他の区民団体、自然・みどりの愛好サークル、町会、自治会、商店会等の協力組織との連携を一層強化していくため、広報誌の作成、連絡会の開催、団体同士の意見交換の場の設置等、区民の緑花活動への参加・協力を円滑に進めるための組織づくりに努めます。

(3) 規範の充実

区内の花や緑にかかわる施策・事業の拡大、助成の充実を進めるため、関係条例・要綱を見直していくとともに、開発時に、本計画の方針に沿って花や緑が創出されるよう、公共施設や民間施設の緑化指導の充実を図るため、緑化指導指針の作成を検討します。

(4) みどりにかかわる調査の充実・企画の検討

緑被の分布や量等、荒川区のみどりの実態を把握するため、「緑の実態調査」をこれまで4回実施してきました。本調査を受け、施策の見直し、みどりの確保目標量の検討等を行っていくため、今後も緑の実態調査を実施していきます。

また、施策の充実を図るため、緑の実態調査に加えて必要な調査等⁴⁻¹³も積極的に進めていきます。

4-13：施策の充実を図るために必要な調査等の例

みどりの現況の把握・意向調査

自然環境調査 / 公共施設緑化状況 / 民間施設緑化状況 / 大規模施設緑化状況 / 保護指定樹木・樹林・生けがき調査 / 公園利用状況 / 子どもの遊び調査 等

計画の作成

名所づくり計画 等

緑化・管理の方針づくり

緑化のデザインガイド / 名所づくりのためのガイドライン / みどりの管理方針

(5) 区民・事業者の参画のプログラムづくり

荒川区を花と緑が豊かなまちとしていくためには、区と区民と事業者の3者のパートナーとしての協働が不可欠です。

花や緑づくりにかかわる事業を展開する際、区と区民と事業者は、場所・資材・人材等の提供に関しては、それぞれが互いに連携して実施していきます。また、区は、区民や事業者の積極的な活動を支援するため、活動の場や機会の提供等も併せて検討していきます。

また、一人でも多くの人々が活動にかかわれるようPRし、花や緑のまちづくりにかかわる区民団体の登録者数を増やしていきます。

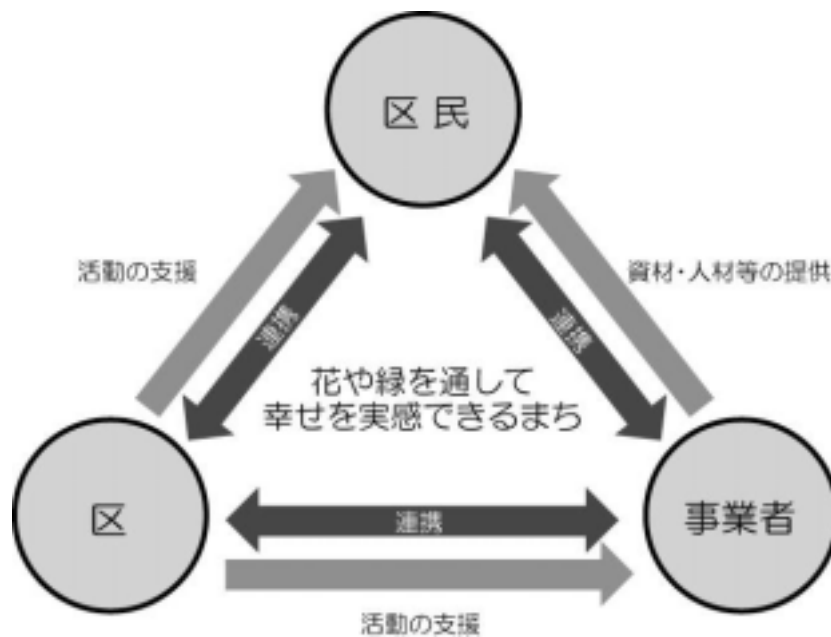


図 4-4：区・区民・事業者の3者協働のまちづくりの概念



写真 4-33：事業者による緑化事例（荒川地域）

3 管理の充実

質の高い花や緑を維持していくため、花や緑のまちづくりにかかわる区・区民・事業者のそれぞれが緑花技術の向上を図っていくとともに、管理体制や管理方針を確立していきます。

(1) 公園等の管理の充実

安全・安心な公園等の管理

公園等をだれもがいつでも安全に、そして安心して利用できるよう、巡回点検を強化するとともに、地域による見回りや子どもの見守り活動などを推進していきます。特に、幼児や児童の事故を防止するために、遊具等の点検は定期的実施します。

清潔で快適に利用できる公園等の維持

公園等を清潔に維持し、利用者が快適に過ごせる空間を確保するために、現行の清掃体制を維持することに加え、地域の協力による公園等連絡員制度やグリーンサポーター制度等を活用して、清掃体制の強化を図ります。また、近年は、犬の散歩利用やノラ猫やハトへの餌やりなど、利用者のマナーを巡る様々な問題も生じているため、地域との連携を図りながら、より利用しやすい空間となるよう取組を進めていきます。

新たな維持管理手法の導入の検討等

利用者の視点に立った魅力やサービスの向上を目指し、整備・管理運営とその結果の評価により継続的な改善を行うパークマネジメントの導入を検討していきます。

また、公園等の適切な管理のため、公園台帳や維持管理体制を充実させていきます。

(2) 民有地緑化の支援

民有地のみどりをつくり育てるため、生けがき造成助成や屋上・壁面緑化の助成を継続するとともに、保護指定樹木・樹林・生けがき等の保全にかかる管理費の補助や樹木保険等の必要な措置を講じていきます。また、民有地の花や緑を質の高いものにしていくため、緑化指導における管理の指導や助成制度の充実を図っていきます。緑化指導の一環として、区民向けに、花や緑の育成管理指導のため(仮称)緑花講習会を開催していきます。

緑花活動の団体に対しては、行政機関が基金を拠出し、一般の募金により拡充していく都市緑化基金の創設等も視野に入れながら、資金面での緑花の活動の支援も検討していきます。また、団体が、一般に公募されている補助金や助成金制度を活用した活動が進められるよう、制度の紹介にも努めます。

(3) 公共緑化管理体制の充実

公共施設のみどりは、地域のみどりのランドマーク的存在となり、地域の方々に花やみどりの魅力を伝えていくとともに、民間施設の緑化を先導していくという重要な役割を持っています。このため、庁内に管理専任部署の設置を検討し、公共施設のみどりの管理方針を定め管理台帳に整理していきます。